「建設業許可の手引」の一部変更について（H24．12）

新	旧
●「経営業務の管理責任者」「<u>営業所の</u>専任技術者」「令3条使用人」の常勤性を確認するための書類（すべての許可申請及び変更・追加の届出時に提出します。） ア （省略） イ 健康保険被保険者証の写し P29 ・健康保険に加入していない事業所、または後期高齢者医療保険制度加入者にあっては、以下の①又は②の写しに加えて、a～dのいずれかの写し。 **①国民健康保険被保険者証　　a.「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」** **＋　b.直近の「健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書」** **②後期高齢者医療被保険者証　　c.「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」** **d.「事業所別被保険者台帳」** **・ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のいずれにも加入していない事業所にあっては、a～dに替えて、直近3ヶ月分の賃金台帳または源泉徴収簿等でも可とします。** ※個人事業主本人においては、<u>原則として、国民健康保険被保険者証又は、後期高齢者医療被保険者証の写しのみで可。</u> ウ （省略）	●「経営業務の管理責任者」「専任技術者」「令3条使用人」の常勤性を確認するための書類（すべての許可申請及び変更・追加の届出時に提出します。） ア （省略） イ 健康保険被保険者証の写し（健康保険に加入していない事業所又は、後期高齢者医療制度加入者にあっては、国民健康保険被保険者証の写し又は後期高齢者医療被保険者証の写しに加えて、雇用保険被保険者資格取得確認通知書または直近3か月分の賃金台帳または源泉徴収簿の写し、その他、常勤性の確認できるもの。）但し、個人事業主本人においては国民健康保険被保険者証のみで可。 ウ （省略）

<u>本「新旧対照表」及び変更後の『建設業許可の手引』は、静岡県HP「建設業のひろば」内にも掲載しておりますので、そちらをご確認ください</u>。